２０２７年度の申請に関するＱ＆Ａ

Ｑ１：改定版の基準が適用される「共通科目」・「専門看護分野別専攻教育課程」の申請受付（新規・更新）はいつからになりますか。

Ａ１：2027 年 7 月の申請受付分から対象となります（2028 年 4 月より教育開始）。
なお、現在認定されている「共通科目」および「専門看護分野別専攻教育課程」については【認定期間】の変更はなく、期間満了まで現行の内容が維持されます。

＜新規の場合＞

１）大学院の認可を受けていることが申請の要件となります。

２）2027 年 4 月に開設する新設大学院において、同時に高度実践看護師教育課程の開設を希望する場合は、大学院を開設した年度（2027 年 7 月）に専攻教育課程を申請してください。この場合は、2027 年度までに認定された教育課程となりますので、申請書類の様式は**旧書式で申請してください。**認定された場合、開設 1 年目に入学し 1 年次学生として在学していた院生に限り、課程認定とすることができます。

３）2026 年度までに大学院を開設しており、2028 年 4 月から専攻教育課程の開設を希望する場合は、前年度の 2027 年 7 月に申請してください。**新しい書式で申請してください。**

＜更新の場合＞

認定期間が 2028 年 3 月までの教育課程の更新を希望する場合は、前年度の 2027 年 7 月に**新しい書式で申請してください。**

Ｑ２：2027 年度に改訂される高度実践看護師教育課程基準および審査規準はいつ公表されますか。

Ａ２：2026 年 10 月にホームページに掲載予定です。2027 年度に申請する場合、要件は今までと同様ですが、申請書類の様式が新しくなりますので、必ず新しい書式で申請をするようにしてください。ただし、新設大学院に関しては注意が必要ですのでA1 を参照ください。

＊申請に際しては、高度実践看護師教育課程認定委員会で事前相談を行っていますので、お問い合わせください。特に、大学院開設と同時に高度実践看護師教育課程の開設を希望する場合には、大学院の認可申請の準備をする際にご相談ください。その場合は、余裕を持ってお問い合わせください。

Ｑ３：科目内容の変更や単位の変更をする場合はどうしたらよいでしょうか。

Ａ３：科目の追加、科目内容の変更、科目単位の変更について、既存の科目を変更する場合は、旧書式を使用し申請してください。
また、既に認定されている教育課程において、有効期間中は直ちに新基準に変更する必要はありません。更新の際、最新の教育課程基準と審査規準に沿って申請するようにしてください。

Ｑ４：共通科目は何が変更になるのでしょうか。

Ａ４：2026 年度までは、共通科目 A は７科目ありましたが、2027 年度からは、「看護研究」、「コンサルテーション論」、「看護倫理」「リーダーシップ論」の 4 科目必修となります。「看護教育論」、「看護管理論」、「看護理論」、「看護政策論」は廃止になります。「看護研究」、「コンサルテーション論」、「看護倫理」の審査基準は変更ありませんが、「リーダーシップ論」は新しい科目であり、新たな審査規準が示されています。いずれにおいても、シラバス例がございますので、ご参考にしてください。なお、共通科目Ｂ（３科目）に変更はありません。各科目とも新基準では１科目２単位で申請してください。

Ｑ５：専攻教育課程は何が変更になるのでしょうか。

Ａ５：専門看護師の共通コンピテンシーにそって、各分野の教育課程基準や審査規準が 2027 年度から変更になります。専攻分野共通科目と専攻分野専門科目はホームページに掲載していますので、ご確認ください。また、事前相談も併せてご活用ください。

Ｑ６：エルゼビア社と協働している e ラーニング教材を使用するにあたって注意することはありますか。

Ａ６：エルゼビア社の e ラーニングは、CNS のシラバス例に沿った内容になっているので、共通科目 B で教材を利用することは可能です。利用する際には、他の e ラーニング同様、シラバスや履修要項などに e ラーニングの使用や評価の方法が明示されていることが必要です。

利用する場合に限り、「共通科目 B ナーシング・スキル特別パッケージ使用届」の提出をお願いいたします（別紙①参照）。※提出時期は年度によって異なります。

Ｑ７：実習における科目に「研究」に関する科目は何単位まで認められますか？

Ａ７：実習の内容のうち、専門看護師のもつべき研究能力育成にかかわる科目（研究計画・実施・発表を行う科目。共通科目の「看護研究」に相当する科目は除く）を４単位まで含むことも認めます。

Ｑ８：実習における科目に「研究」に関する科目を認めるとは具体的にどういうことでしょうか？

Ａ８：JANPU の CNS 教育課程における「実習」の単位に臨地において実践的な研究を行うための科目を含めることを認めることを意味します。ただし、認定する単位数は４単位までであり、単位数や認めるか否かの判断は分野によって異なります。各専攻教育課程の審査規準をご確認ください。

また、「研究」に関する科目を実習に含めるか否かは各大学の判断によりますので、含めなくても構いません。詳細は、事前相談でお問い合わせください。

認定される「研究」に関する科目は大学の学則に科目として位置づけられていることが

必要です。専門看護師のもつべき研究能力育成にかかわる科目であり、「課題研究」など、実践の場での課題を見出し、研究的視点をもってその課題の本質を明らかにする内容、あるいは課題解決に取り組む内容などの科目です。共通科目の「看護研究」に相当する科目は含みません。貴大学の科目が認定される内容であるかは、事前相談でお問い合わせください。

Ｑ９：現在、共通科目の看護倫理で１単位を認定されていますが、２単位に単位変更する必要がありますか。

Ａ９：既認定の科目については、次の更新申請までは１単位を２単位に変更する必要はありません。ただし、新規申請や更新申請の際は、2 単位で申請してください。

2026年10月

（別紙①）

一般社団法人日本看護系大学協議会・高度実践看護師教育課程

共通科目B ナーシング・スキル特別パッケージ

使用届

年　　月　　日

一般社団法人
日本看護系大学協議会　代表理事様

教育機関名：

代表者（職位）：　　印

本学は、以下の高度実践看護師教育課程において表記のeラーニング教材を使用するため、所定の関係書類を添えて届出いたします。

（黒枠内を記入ください）

教育課程名称	
認定期間	年　　月　～　　年　　月
使用科目 （該当科目にチェック）	共通科目B □フィジカルアセスメント □病態生理学 □臨床薬理学
使用開始年月	2027年4月より

【提出にあたり】
・使用科目のシラバスに「共通科目B ナーシング・スキル特別パッケージ」のeラーニング教材を使用する旨を必ず追記し、本使用届と合わせて提出ください。
審査料は無料です。

＊提出されたシラバスの内容について、ご相談をさせていただく場合がございます。